平成25年第4回基山町議会(定例会)会議録(第5日)															
招集年月日	平成25年12月9日														
招集の場所	基山町議会議場														
開閉会日時	開会	平	成 25年	17 ⊨	1:		3時30分		議	長	鳥	飼	勝	美	
及び宣告	閉会	平	成 25年	₹12月	17 ⊨		1	3時 59分		議	長	鳥	飼	勝	美
応 (不応)	議席 番号		氏 名		出の		席等 別	議席 番号		氏		名		出席等 の 別	
招議員及び	1番 4		申前	輔行			出	7番	í	後藤		信	八		出
出席並びに	2番	2番 夕		山義	明		出	8番 🗆		t	Щ	勝	代	出	
欠席議員	3番	牧	菌	綾	子		出	10番	ļ		Ш	義	則		出
出席12名	4番	オ	、 村	照	夫		出	11番	†	林		博	文	出	
欠席0名	5番	ŶΠ	丁 野	保	久	出		12番	†	松石		信	男	出	
(欠員1名)	6番	重松		_	徳		出	13番	Æ		飼	勝	美	出	
会議録署	10番	묘	ı JI		義	則	11番		林	博		文			
職務のため議場に 出席した者の職氏名			(事務	務局長) 田 しのぶ			(係藤	長) 田 和 彦			(書記) 﨑	_	生	
	町		長	小	森	純	_	こど	ŧ	課	長	内	Щ	+	郎
地方自治法	副	町	長	田代		正	好	健康福農林環				熊	本	弘	樹
第121条に	教	育 長		大	串	和	人					松	雪	靖弘	
より説明の ため出席	総務	<u> </u>	果長	酒井		英	良	まちづくり丼		推進課	其 天		本	正	弘
した者の	企画項	汝 策	意課長 木		村		司	会 計	管	理者		天	本	政	人
職氏名	財 政	S	果長	城	本	好	昭	教育学		了課	長	原		博	文
	税務信	主民	と課長 鶴		田	勝	美								
議事	別紙のとおり														
会議に付し		別紙のとおり													
会議の	経 過		別紙のとおり												

会議に付した事件

日程第1 総務文教常任委員長報告(付託議案第55、58、59、60、

61、63号議案)

日程第2 厚生産業常任委員長報告(付託議案第54、56、62、63、

64、65号議案)

日程第3 討論・採決

第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定につ

いて

第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について

第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

第57号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について

第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について

第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について

第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議に

ついて

第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約

の変更に係る協議について

第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算 (第4号)

第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算 (第

4号)

第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算 (第4号)

日程第4 意見書案第4号 佐賀県高校生の学習用パソコン (タブレット型端末

) 必須購入の撤回を求める意見書

日程第5 所管事務等の調査について (総務文教常任委員会、

厚生産業常任委員会、議会運営委員会)

~午後1時30分 開議~

〇議長(鳥飼勝美君)

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。 去る13日から休会中の会議を再開し、直ちに開議します。

日程第1.総務文教常任委員長報告、日程第2.厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。品川総務文教委員長。

〇総務文教常任委員長(品川義則君)(登壇)

こんにちは。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について

第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について

第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について

第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議について

第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算(第4号)中付託分

歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、12月12日付付託された上記の議案を審査の結果、第55、58、59、60、61、63 号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしました。よって会議規則第76条の規定により 報告をいたします。

なお、第58、59、60、63号議案に対する審査の経過は、次のとおりであります。

記

第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について

平成25年第2回臨時会で、積算根拠のあいまいさや仕様書そのものへの疑義があり原案否決となりましたが、購入機器等を見直した上で公募型指名競争入札を行い決定したとの説明を受けました。サーバー本体のデータ保存量やプリンターの台数など見直しされていましたが、生徒用パソコン設置予定のデスクトップがノート型タブレットになっており、それについて経過をただしたところ、学校現場と話し合う中で検討した機種の1つであり、現在の佐賀県のICT利活用の状況により見直した上で、機種選択の判断をしたとの説明を受けました。ノート型タブレットにすることでふえるであろう故障等のメンテナンスや管理に対して

ただしたところ、タブレットを持っての移動は教室内で行い、トラブル発生時の使用可能台 数は確保しているとの説明を受けました。設置工事費、インストール費の額についてただし たところ、設計額については4社見積もりを比較して算出をしているとの説明を受けました。

第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について

第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について

基山町民会館及び基山町体育施設の指定管理者としての業者指定について重きを置いた点をただしたところ、公の施設の目的を効果的に達成するために、住民サービス向上の観点から自主事業の企画力に期待して指定したとの説明を受けました。また、両施設の管理運営が共同事業体で実施されることに対して責任の所在をどのように明確にするかをただしたところ、代表団体が基本的に責任者となるが契約完了後早急に協議していくとの説明を受けました。

当委員会としては、指定管理者の管理運営評価方法の見直しと、各委員会委員の人選について住民の意思が十分に反映されるように強く要望をいたしました。

第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算 (第4号) 中付託分 歳入全般及び歳出所管分

歳出

(7款1項2目13節)

食の観光推進事業制作運営委託料についてただしたところ、佐賀県緊急雇用創出基金事業を活用し、A5版フルカラー100ページ以内、2万部を作成する。基山町の飲食店、特産品販売、お土産等の紹介の冊子であるとの説明を受けました。また、配布方法については公共施設、JRの駅、基山パーキングエリア等に配置、各種イベントなど人が集まる場所で配布するとのことであります。委員会としては、全世帯に配ること、イベントの紹介、基山町内のマップなども載せるように要望いたしました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。重松厚生産業常任委員長。

〇厚生産業常任委員長(重松一徳君)(登壇)

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について

第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算 (第4号)

本委員会は、12月12日付付託された上記の議案を審査の結果、第54、56、62、63、64、6 5号議案は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告を いたします。

なお、第54、63号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について

条例第14条、使用料の減免についてただしたところ、全額免除は社会福祉協議会、町及び社会福祉協議会が主催する行事、町立学校及び保育園である。半額免除は手をつなぐ育成会など身体障害者、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者の主たる団体、老人クラブなど65歳以上の主たる団体及び町立以外の学校、保育園・幼稚園との説明を受けました。当委員会としては、町立以外の学校等についても、減額割合の見直しを要望いたしました。

条例第18条、立ち入りの権限についてただしたところ、原則として町職員が管理者として行うが、管理の業務に従事する者には委託先も含まれる。施行規則第13条、利用者の心得で11項目が守られていない場合、委託先としても立ち入りを行うことができるとの説明を受けました。

条例第12条、使用料の別表に関して算定根拠の会館管理業務委託の内容についてただしたところ、申請受付や許可書の交付、使用料の収納、備品貸し出し、鍵の受け渡し、交流広場等の一般管理、閉館後の戸締りなどと説明を受けました。

当委員会としては、交流広場で世代間交流や子育て支援などのイベントの企画も取り組み、利用者の増加に寄与する会館管理業務になるように要望いたしました。

第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算(第4号)中付託分

歳出所管分

歳出

(2款1項5目11節) 光熱水費76万8,000円

光熱水費76万8,000円についてただしたところ、基山駅とけやき台駅の電気代の補正も含まれているとの説明を受けました。それに関連して、JR基山駅の通路が暗いが対策はどうなっているのかとただしたところ、自由通路は照明器具本体が老朽化して、平成26年度当初予算で全面修理を行うとの説明を受けました。当委員会としては、町の玄関口でもあり早急に見積もりを行い、年度内に修理できるように3月補正予算で組めるように要望いたしました。

(3款2項2目18節) 保育所備品120万円

保育所備品120万円について補正を組んだ理由をただしたところ、保育園児用の椅子80脚、 テーブル15台を来年度購入予定だったが、来年4月から消費税が5%から8%になるため、 今年度に購入することとなったとの説明を受けました。

以上をもちまして、厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

〇議長(鳥飼勝美君)

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

質疑なしと認めます。

日程第3 討論·採決

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第3. 討論・採決を行います。

第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第54号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚

生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

起立多数と認めます。よって第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の 制定については可決されました。

第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

討論ないようですので、討論を終結します。

第55号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総 務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

起立多数と認めます。よって、第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定については可決されました。

第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第56号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚 生産業常任委員長の報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正については可決されました。

第57号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてに対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第57号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。 この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖をお願いします。

[議場閉鎖]

〇議長(鳥飼勝美君)

ただいまの出席議員数は、議長を除き11名です。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に品川義則議員と林 博文議員を 指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は〇、不同意票は×、白票は否とみなします。 投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

〇議長(鳥飼勝美君)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

〇議長(鳥飼勝美君)

異常なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

〇議長(鳥飼勝美君)

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち合いをお願いいたします。

[開票]

〇議長(鳥飼勝美君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 11票

不同意票 0票

よって、第57号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

〇議長(鳥飼勝美君)

第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得についてに対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第58号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得

については可決されました。

第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第59号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務 文教常任委員長の報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定については可決されました。

第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第60号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総 務文教常任委員長の報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について は可決されました。

第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第61号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総 務文教常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に 係る協議については可決されました。

第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第62号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議については可決されました。

第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第63号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告及び厚生産業常任委員長報告どおりに決するに替成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算(第4号)は可決されました。

第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第64号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚 生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)は可決されました。

第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

第65号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚 生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

全員起立と認めます。よって、第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算 (第4号) は可決されました。

日程第4 意見書案第4号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第4. 意見書案第4号 佐賀県高校生の学習用パソコン(タブレット型端末)必須購入の撤回を求める意見書を議題とします。

討論ございませんか。久保山議員。

〇2番(久保山義明君)(登壇)

2番議員の久保山義明です。

佐賀県高校生の学習用パソコン(タブレット型端末)必須購入の撤回を求める意見書に反 対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この趣旨そのものに反対するものではないことをお含みください。

この意見書の文中にあります「子供の学習に対する意欲が向上し、学力向上へも一定の効果をあらわすということには理解を示すところである」という点に関し、いまだ使用ソフト

も決定しておらず、また教師等の研修も行われていない現状で、その効果は甚だ疑問に感じるところであります。また、情報機器の利活用による教育を推進するのであれば、県立高校の備品として活用することが本来のあり方であり、文中の貸与とは一線を画すものと考えます。そのほか、個人購入が困難な家庭への対策として奨学金による返済を行う方針のようであるが、現在卒業生において奨学金返済が困難となっている現状を理解していないと言わざるを得ません。つまり、低所得者対策そのものが現段階において明確に示されない点も憂慮すべき問題であります。また、家庭内における持ち帰り学習について無線LANが整備されていない環境においての通信料の問題や、有害サイト等におけるリテラシーの問題もクリアされるべき課題であります。つまり、電子教材の完成度や学校側のノウハウの蓄積などしっかりと時間をかけて、その有効性が確認されるようになるであろう最低3カ年の猶予を設け、徐々に個人負担を求めていくという流れが望ましいと考えます。さきに述べましたように、この趣旨そのものに反対するわけではなく、文言の修正や加筆が必要な部分が多々あることを申し述べ、私の反対討論といたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第4号採決と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(鳥飼勝美君)

起立少数と認めます。よって、意見書案第4号は不採択と決しました。

日程第5 所管事務等の調査について

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第5. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出 された別紙所管事務等の調査についてに記載どおり会議規則第72条の規定により、本件を承 認と決するに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。 今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。 以上をもちまして、平成25年第4回基山町議会定例会を閉会します。

~午後1時59分 閉会~

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥 飼 勝 美

基山町議会議員 品川 義 則

基山町議会議員 林 博文